

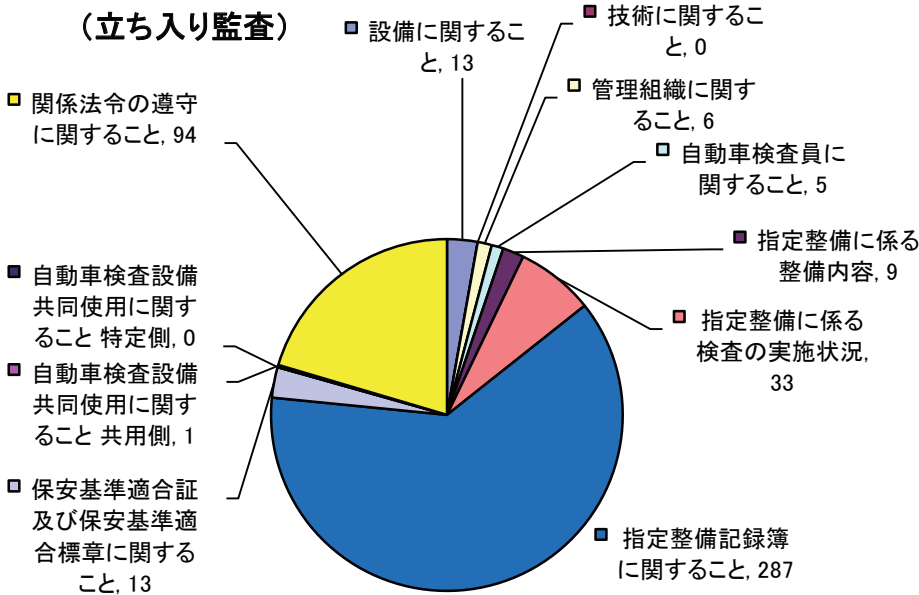
VI. 近畿管内指定自動車整備事業者の監査結果と処分状況

1. 令和6年度指定整備事業者監査結果一覧表(速報)令和7年3月31日現在

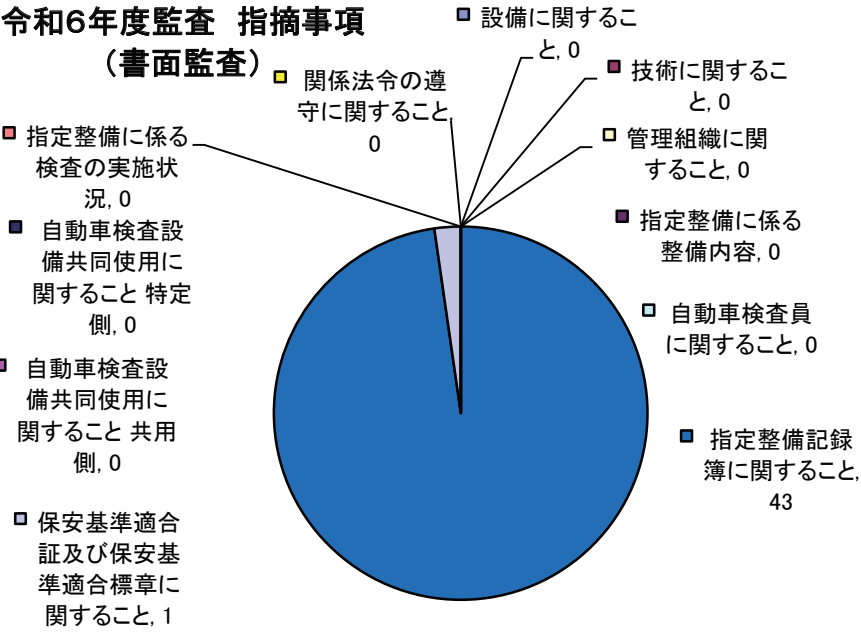
近畿運輸局

総 事 業 場 数	監 査 種 類	監 査 事 業 場 数	処 分 件 数 等							指摘事項											計
			良	警	勸	口 頭 注 意	そ の 他	処 分 上 申	指 摘 件 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	
			好	告	告					設備に 関すること	技術に 関すること	管理組 織に関 すること	自動車検 査員に 関すること	指定整備 に係る 整備 内容	指定整備 に係る 検査の 実施 状況	指定整備 記録簿に 関すること	保安基準 適合証及 び保安基 準適合標 章に関す ること	自動車検査設備 共同使用に 関すること	特定側	共用側	関係法令 の遵守に 関すること
4013	立入	1,867	1,463	17	0	387	0	5	461	13	0	6	5	9	33	287	13	0	1	94	461
	書面	433	407	0	0	26	0	0	44	0	0	0	0	0	0	43	1	0	0	0	44
	計	2,300	1,870	17	0	413	0	5	505	13	0	6	5	9	33	330	14	0	1	94	505

令和6年度監査 指摘事項
(立ち入り監査)



令和6年度監査 指摘事項
(書面監査)



2. 最近における指定整備事業者処分の概要

	処 分 内 容	概 要
1	認証 取消 指定 取消 検査員 解任命令	自動車検査員でもある当該事業者の代表が不正車検で捜査当局に逮捕されたため、当該事業場に監査を実施したところ、不正改造状態にもかかわらず保安基準適合証を交付した事実が確認された。それ以外にも、当該事業場での完成検査後に大型後部反射器を取り外す不正改造の実施、保安基準適合証に検査を実施していない自動車検査員の氏名の虚偽記載、指定整備記録簿への虚偽記載が確認された。
2	指定 20日 検査員 文書警告	当該事業場に監査を実施したところ、大型後部反射器が無い車両について保安基準適合証等を交付されており、自動車検査員に確認したところ、大型後部反射器が無いことに気が付かずに保安基準適合証に証明していた。後日、追加で監査を実施したところ、保安基準適合標章が貼付された後部反射器が無い車両が入庫しており、当該事業場において自動車検査員が後部反射器が無いことに気づかずに保安基準適合証に証明し、交付していたことを確認した。それ以外にも、指定整備記録簿の記載漏れ及び合計9台の車両についてディーゼル車にも関わらずガソリン車と誤認して検査を実施していた。
3	認証 10日 指定 20日	事業者より工員が不正改造を実施したとの自主申告があったため、当該事業場に監査を実施したところ、不正改造状態で車検入庫した車両について、不正改造部分の改善を含む整備、完成検査を実施して適合証等を交付したが、完成検査後に整備を担当した工員が入庫時の状態に戻す不正改造を実施して納車したことが確認された。
4	認証 10日 指定 取消	事業者より自動車検査員の届出等の不備があったと自主申告があったため、当該事業場に監査を実施したところ、過去のある一定期間において、選任の届出がされていない自動車検査員が合計20台の車両について完成検査を実施し、上司の指示で出勤していない別の自動車検査員のID及びパスワードを使用して電子適合証等を交付していたことを確認した。併せて記録簿に記載する自動車検査員や整備主任者の氏名についても、出勤していない自動車検査員の氏名を虚偽記載していることを確認した。
5	認証 10日 指定 155日 検査員 解任命令	監査を実施したところ、タイヤが突出した車両が入庫しており、当該事業場で保安基準適合証等を交付、車検の有効期間を更新していることが確認できた。帳票類の確認や聞き取り等を実施したところ、それ以外にも合計21台の二輪自動車について速度計の誤差の検査を実施せずに保安基準適合証等を交付し、故意ではないが検査時の軸重が検査機器の許容軸重を超えている車両の検査を実施していること、記録簿や保安基準適合証等への記載漏れ、記載誤りが確認された。

3. 自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について

国 自 整 第 1 2 6 号
平成 1 8 年 3 月 2 日
改 正 国 自 整 第 8 4 号
平成 2 0 年 1 0 月 2 2 日
改 正 国 自 整 第 1 3 7 号
平成 2 3 年 3 月 2 5 日
改 正 国 自 整 第 3 5 2 号
令和 2 年 4 月 1 日
改 正 国 自 整 第 2 7 3 号
令和 6 年 3 月 2 8 日
改 正 国 自 整 第 2 6 3 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について

自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 9 2 条、第 9 3 条、第 9 4 条、第 9 4 条の 3、第 9 4 条の 4 及び第 9 4 条の 8 の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたので、今後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が管下の自動車整備事業者に対し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。

なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施要領について」（平成 1 2 年 2 月 2 9 日付け自整第 3 3 号）は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日限りで廃止する。

（別添）

行政処分等の基準

1 通則

(1) 自動車特定整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類は、全ての事業場の事業の停止命令、全ての事業場の認証の取消し、違反行為に係る事業場（以下「違反事業場」という。）の事業の停止命令、違反事業場の認証の取消し及び改善命令とする。

指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、全ての事業場の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」と

いう。)の交付の停止命令、全ての事業場の指定の取消し、違反事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令、違反事業場の指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。

優良自動車整備事業者の認定を受けた者(以下「優良認定事業者」という。)に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。

また、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数については、認証事業者、指定事業者及び優良認定事業者の別毎に別途定める。

(3) 地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)に「自動車整備事業関係行政処分審査委員会」(以下「行政処分審査委員会」という。)を設け、この議に付すことにより、行政処分等の量定の加重等の取扱いを決定することができるものとする。

2 違反点数の取扱い

(1) 事業場の違反点数について

① 事業者監査等の際に確認された違反事項については、認証事業者、指定事業者又は優良認定事業者の別毎に、1 (2) により定める違反点数を付し、それらを合計した点数(以下「合計点数」という。)を算出するものとする。

② 1 (2) により定める違反事項に該当しない違反事項にあっては、類似事項の点数を勘案のうえ、違反点数を決定するものとする。

③ 過去1年以内に行政処分等(口頭注意を除く。以下この項において同じ。)を受けたことがある事業場にあっては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。

また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあっては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。

なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある事業場にあっては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。

④ 3 (3)、4 (3) 及び5の行政処分等であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。

ア 違反行為を自主申告し当該違反事項の改善が可能な場合。

イ 過去5年間に行政処分等を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。

(2) 事業者の累積点数について

① 2 (1) の合計点数は、認証事業者及び指定事業者の別毎に運輸支局(運輸監理部及び陸運事務所を含む。以下同じ。)単位で累計し、当該事業者に係る違反点数(以下「累積点数」という。)として管理するものとする。この場合において、認証の取消し及び指定の取消しについては、それぞれ180点及び360点を累積点数として繰り入れるものとする。

② ①による累計期間は、2年間とする。

なお、2 (1) の合計点数が、認証事業者に関しては5点以下の場合、指定事業者に関しては9点以下の場合には、累積点数として計上しないものとする。

3 認証事業者の行政処分

(1) 全ての事業場の事業の停止命令

全ての事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 事業者について次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、10日間の事業の停止を命ずる。

ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

イ 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を2回以上受けている場合

- ② ①以外の場合であって、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

(2) 全ての事業場の認証の取消し

全ての事業場の認証の取消しは、事業者について次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。

- ① 重大な違反行為（当該違反行為によって事故を引き起こしたものあるいは事故を引き起こすおそれの高いものをいう。以下同じ。）について、当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

- ② 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において認証の取消し処分を2回以上受けている場合

(3) 違反事業場の事業の停止命令

違反事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 違反事業場について、2 (1) の合計点数が10点以上の場合、別表1に定めるところにより、違反事業場の事業の停止を命ずる。

- ② (4) の違反事業場の認証の取消し処分を行うときに、2 (2) の累積点数が360点以上となった場合は、違反事業場を管轄する運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

- ③ ①において訪問特定整備等（自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（令和6年3月31日付国土交通省告示第255号）に規定する訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方をいう。以下同じ。）に係る違反を含む場合は、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から、①の事業の停止日数と同じ日数を引き続き訪問特定整備等の停止を命ずる。ただし、①の事業の停止日数が45日を超える場合においては、90日から①の事業の停止日数を差し引いた日数について、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から訪問特定整備等の停止を命ずる。

(4) 違反事業場の認証の取消し

違反事業場の認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の

議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

- ① 違反事業場について、2 (1) の合計点数が180点以上となった場合
 - ② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合
 - ③ 事業の廃止を届け出なかった場合
 - ④ 3台以上のペーパー車検（点検整備及び検査を全く実施せず保安基準適合証を交付すること
をいう。以下同じ。）を実施した場合
 - ⑤ 5台以上の不正改造を実施した場合
 - ⑥ 5台以上の不適切な限定訪問特定整備（限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備
を限定訪問特定整備として実施することを含む。）を実施した場合
 - ⑦ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合
 - ⑧ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合
 - ⑨ 法第93条第3号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第
2号ロに該当する場合を除く。）
 - ⑩ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立
入検査を拒否した場合
 - ⑪ 3台以上のペーパー車検を要求、依頼若しくは唆し又は幫助した場合
 - ⑫ 5台以上の不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合又は5台以上
について法第94条の5第1項の整備として訪問特定整備を実施した場合（これらの保安基準
適合証を交付し、車検手続きを行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必
要な車両を除く。）若しくは、これらの手続きを依頼等した場合
- (5) 改善命令
- 6 (1) の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合
には、改善命令を行うものとする。

4 指定事業者の行政処分

- (1) 全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令
- 全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令は、次に定めるところによる。
- ① 次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全
ての事業場について、10日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。
 - ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合
 - イ 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為に
よる行政処分を2回以上受けている場合
 - ② ①以外の場合であって、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合
には、地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の保安基準適合証等の交
付の停止を命ずる。
 - ③ 3 (1) の事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停
止を命ずる。
- (2) 全ての事業場の指定の取消し
- 全ての事業場の指定の取消しは、次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地

方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。

① 重大な違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

② 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において指定の取消し処分を2回以上受けている場合

(3) 違反事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令

保安基準適合証等の交付の停止命令は、次に定めるところによる。

① 違反事業場について、2 (1) の合計点数が20点以上の場合は、別表2に定めるところにより、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

② 事業場の指定の取消し処分を行うときに、2 (2) の累積点数が720点以上となった場合は、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

③ 3 (3) の事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

(4) 違反事業場の指定の取消し

指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。

① 違反事業場について、2 (1) の合計点数が360点以上となった場合

② 虚偽の指定申請又は変更届出を行った場合

③ 5台以上の不正改造自動車に保安基準適合証等を交付した場合

④ ペーパー車検を実施した場合

⑤ 5台以上の不正改造を実施した場合

⑥ 指定の廃止を届け出なかった場合

⑦ 法第94条の3第2項に基づく是正命令に従わなかった場合

⑧ 法第94条の8に基づく保安基準適合証等の交付の停止命令に従わなかった場合

⑨ 法第94条の4第4項に基づく自動車検査員の解任命令に従わなかった場合

⑩ 法第94条の8第1項第2号（法第93条第2号に該当する場合を除く。）に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）

⑪ 法第94条の8第1項第4号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）

⑫ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

(5) 自動車検査員の解任命令

自動車検査員の解任命令は、原則として、自動車検査員が次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 保安基準に適合するかどうかの検査を行わないで保安基準に適合する旨の証明を行った場合

② 保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合

③ 登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でないにもかかわらず、保安基準に適合する旨の証明を行った場合

- ④ 自動車検査証に記載された事項と相違するにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ⑤ 不正改造を実施した場合
- ⑥ 過去2年以内に文書警告に該当する法令違反を行い、再度、行政処分等（口頭注意を除く。）に該当する法令違反を行った場合

(6) 是正命令

6 (1) の改善報告を求めた後、事業場の設備、技術及び管理組織に係る部分が改善されていない場合には、是正命令を行うものとする。

5 優良認定事業者の行政処分

優良認定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 違反事業場について、2 (1) の合計点数が90点以上となった場合
- ② 虚偽の認定申請又は変更届出を行った場合
- ③ 5台以上の不正改造を実施した場合
- ④ 認証又は指定が取り消された場合（車体整備作業（一種）の認定を受けた工場以外の特種整備工場を除く。）
- ⑤ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

6 その他

(1) 改善報告

行政処分等（認証、指定又は優良認定の取消し、自動車検査員の解任命令及び口頭注意を除く。）を行った場合には、併せて改善報告の提出を求めるとともに、事業者監査等により事業場における改善状況の確認を行うものとする。

(2) 行政処分の公表

道路運送車両法第103条の規定に基づく聴聞結果による同法第93条、第94条第4項、第94条の4第4項又は第94条の8第1項の規定による処分及び同法第92条又は第94条の3第2項の規定による処分に関しては、名あて人となるべき自動車整備事業者等の事業場等の所在地を管轄する地方運輸局及び運輸支局の掲示板に公示するとともに、国土交通省ホームページの「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」への掲載並びに広報資料の配布等により公表するものとする。

また、地方運輸局等は、OBD検査（OBD確認を含む）実施事業者に対し行政処分等を行い、利用者登録の停止等の措置が必要な場合は、独立行政法人自動車技術総合機構へその旨を情報提供すること。

(3) 公表方法

事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。

① 公表する行政処分

ア 自動車特定整備事業の認証の取消し

- イ 自動車特定整備事業の停止
- ウ 指定自動車整備事業の指定の取消し
- エ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止
- オ 自動車検査員の解任命令
- カ 優良自動車整備事業者の認定の取消し
- キ 事業改善命令
- ク 是正命令措置

② 公表する内容

- ア 処分年月日
- イ 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで）
- ウ 事業者の法人番号（個人を除く。）
- エ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで）
- オ 行政処分の種類
- カ 主な違反条項
- キ 違反行為の概要

③ 公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間

- ア 公示
 - i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）
 - ii 停止処分にあつては、停止処分期間
- イ 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載
行政処分年月日より5年間

(4) 地方運輸局間における情報提供

地方運輸局は、(2)により公表等を行った処分の概要等を別紙により本省へ電子メールで報告するとともに、他の地方運輸局にも電子メールで情報を提供すること。

附則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に行われた違反事実の取扱いは、なお従前の例によるものとする。ただし、この場合であっても事業場の合計点数に対する行政処分等の量定に限り、この基準を適用する。

附則（平成20年10月22日付け 国自整第84号）

本改正規定は、平成20年11月4日から施行する。ただし、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）第2条による改正前の道路運送車両法の規定に基づく一時抹消登録証明書に係る場合にあつては、なお従前の例による。

附則（平成23年3月25日付け 国自整第137号）

- 1 この基準は、平成23年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。
- 2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和２年４月１日付け 国自整第３５２号）

- １ この基準は、令和２年４月１日から施行する。ただし、３（２）⑨にあっては、令和２年７月１日から施行する。
- ２ この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和６年３月２８日付け 国自整第２７３号）

- １ この基準は、令和６年１０月１日以降に行われた違反行為に適用する。
- ２ この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和７年３月３１日付け 国自整第２６３号）

- １ この基準は、令和７年６月３０日以降に行われた違反行為に適用する。
- ２ この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表１

事業停止の日数

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
１０～１９	１０	１００～１０９	５５
２０～２９	１５	１１０～１１９	６０
３０～３９	２０	１２０～１２９	６５
４０～４９	２５	１３０～１３９	７０
５０～５９	３０	１４０～１４９	７５
６０～６９	３５	１５０～１５９	８０
７０～７９	４０	１６０～１６９	８５
８０～８９	４５	１７０～１７９	９０
９０～９９	５０		

保安基準適合証等交付停止の日数

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
20～29	15	190～199	100
30～39	20	200～209	105
40～49	25	210～219	110
50～59	30	220～229	115
60～69	35	230～239	120
70～79	40	240～249	125
80～89	45	250～259	130
90～99	50	260～269	135
100～109	55	270～279	140
110～119	60	280～289	145
120～129	65	290～299	150
130～139	70	300～309	155
140～149	75	310～319	160
150～159	80	320～329	165
160～169	85	330～339	170
170～179	90	340～349	175
180～189	95	350～359	180

事業場の 名称及び住所	認 証 番 号		業 態 別		監 査		処 分 内 容	違 反 条 文		
	及 び 年 月 日		専 業	デ ィ ー ラ ー 組 合	計 画	特 別		年 月 日	区 分	
	指 定 番 号 及 び 年 月 日		認 証 番 号 年 月 日		年 月 日		処 分 年 月 日 (決 裁 日)		指 定	認 証
	指 定 番 号 年 月 日	取 消			取 消	停 止 日		停 止 日		
		解 任 年 月 日			解 任 人	解 任 人		解 任 日	解 任 日	
					是 正	改 善		名	生 年 月 日	教 習 修 了 番 号
					年 月 日	年 月 日	年 月 日			

1. 監査の動機及びその内容

3. 違反発見の概要

2. 違反の概要

4. 違反点数

5. その他(参考事項)

国 自 整 第 127 号
平成 18 年 3 月 2 日
改正国自整第 16 号
平成 20 年 4 月 24 日
改正国自整第 138 号
平成 23 年 3 月 25 日
改正国自整第 430 号
平成 28 年 3 月 28 日
改正国自整第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日
改正国自整第 274 号
令和 6 年 3 月 28 日
改正国自整第 264 号
令和 7 年 3 月 31 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 126 号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成 18 年 4 月 1 日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。

記

1 用語の定義

この通達で用いる用語については、処分基準通達に定めるところによるものとする。

2 「1 通則」関係

- (1) 「1 通則」(1) の認証事業者の事業の停止命令又は認証の取消しを行うときは、別添 1（認証の停止命令の例）又は別添 2（認証の取消の例）を参考とするものとする。訪問特定整備等の違反を伴う認証事業者の事業の停止命令を行うときは別添 15（訪問特定整備等の違反を伴う認証の停止命令の例）を参考とするものとする。また、文書警告又は改善命令を行うときは、別添 3（認証の警告書の例）又は別添 4（改善命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、改善命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、認証の取消しを行う」等の文書

表現を含むものとする。

- (2)「1 通則」(1)の保安基準適合証等の交付の停止命令又は指定の取消しを行うときは、別添5（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止の例）又は別添6（指定の取消の例）を参考とするものとする。また、指定事業者の文書警告又は是正命令を行うときは、別添7（指定の警告書の例）又は別添8（是正命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、是正命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、指定の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。
- (3)「1 通則」(1)の自動車検査員の文書警告又は解任命令を行うときは、別添9（検査員の警告書の例）又は別添10（解任命令書の例）を参考とするものとする。
- (4)「1 通則」(1)の優良認定事業者の文書警告又は優良認定の取消しを行うときは、別添11（優良認定の警告書の例）又は別添12（優良認定の取消の例）を参考とするものとする。
- (5)運輸支局管内全ての事業場について、事業の停止命令又は保安基準適合証等の交付の停止命令を行うときは、別添13（認証の全事業場の停止命令の例）又は別添14（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例）を参考とするものとする。
- (6)「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告の別については、次表のとおりとする。なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等（口頭注意を除く。）を受けていない場合には、運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）による文書警告とすることができるものとする。

事業の種類	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の別		
認証事業者	1点～5点（事業場の設備及び従業員等に係る違反がない場合に限る。）	1点～5点 （左欄以外の場合）	6点～9点
	口頭注意	地方運輸局長による文書警告	
指定事業者	1点～9点（事業場の設備、技術及び管理組織に係る違反がない場合に限る。）	1点～9点 （左欄以外の場合）	10点～19点
	口頭注意	地方運輸局長による文書警告	
優良認定事業者	1点～9点（事業場の設備、技術及び管理組織に係る違反がない場合に限る。）	1点～9点 （左欄以外の場合）	10点～89点
	口頭注意	地方運輸局長による文書警告	

- (7)「1 通則」(1)の口頭注意は、事業者監査において、監査担当者から整備事業者に対して行うこととする。
- (8)「1 通則」(2)の行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数は、認証事業者については別表1に、指定事業者については別表2に、優良認定事業者については別表3に定める。
- (9)「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。
- ① 法令違反の内容について社会的影響等が大きい場合には、違反点数の合計を2倍に加重することができるものとする。
- ② 前号のほか、行政処分等を行おうとする違反事項について、故意・過失等の高度な判断を要する場合であって委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(3)の適用に関し、その取扱い（違反点数に係る変更を除く。）を決定することができるものとする。
- (10)「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、

翌年度4月末日までに物流・自動車局自動車整備課あて報告するものとする。

- (11)「1 通則」(3)の行政処分審査委員会は、自動車技術安全部長、自動車技術安全部次長、担当課職員等により地方運輸局の組織(体制)に応じて構成するものとし、その設置要領については地方運輸局において作成するものとする。

3 「2 違反点数の取扱い」関係

- (1)「2 違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱うこととする。

- ①「3 認証事業者の行政処分」(3)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。
- ②「4 指定事業者の行政処分」(3)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。
- ③ 認証又は指定の取消し(廃止)があったときは、当該事業場に係る累積点数は、①及び②により消滅するときまで、又は、違反事実を確認した最終監査日から2年を経過するときまで、当該事業者に累計するものとする。
- ④ 認証事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人は、相続、合併又は分割前の事業場の累積点数(認証事業者に係るものに限る。)を承継するものとする。
- ⑤ 認証事業者が事業を譲渡したときは、譲受人は、譲渡人の事業場の累積点数(認証事業者に係るものに限る。)を承継するものとする。

- (2)「2 違反点数の取扱い」(1)①の違反点数の適用に当たっては、別表1～3に関し、以下のとおり取り扱うこととする。

- ① 違反事項について、該当する具体的違反事例が複数あるときは、そのうちの最も違反点数の高いものを適用する。
- ② 備考欄に記載のある場合は、①にかかわらず、備考欄を適用する。

- (3)「2 違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4 「3 認証事業者の行政処分」関係

- (1)「3 認証事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、複数の事業場を持つ事業者の内部組織である経営管理部門、人事部門、サービス部門または整備統括管理部門の責任者若しくは責任者を補佐する者であって、かつ、複数事業場に指示できる立場の者が違反行為を意図的に指示していた場合、違反行為を行う蓋然性を認識しながら違反行為を生じさせるような指示をしていた場合、違反行為若しくはこれを証するものを隠蔽していた場合、違反行為を繰り返し行っていた場合又は違反行為を知りながら黙認していた場合をいう。

- (2)「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

5 「4 指定事業者の行政処分」関係

- (1)「4 指定事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、4(1)と同様とする。
- (2)「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4(2)と同様とする。

なお、以下の場合も含むものとする。

- ① 点検整備及び検査を実施せず（一部未実施を含む。）に保安基準適合証を交付した自動車が当該未実施に起因する事故を起こした場合
- ② 保安基準不適合状態のままで保安基準適合証を交付した自動車が保安基準不適合状態に起因する事故を起こした場合
- (3) 「4 指定事業者の行政処分」(5) については、当該車両が当該違反行為に起因する事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「4 指定事業者の行政処分」(5) ⑥及び別表2の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。

なお、2 (6) により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。

- ① 「4 指定事業者の行政処分」(5) ①～⑤に該当する場合（不正改造車2台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び2台以上について不正改造を実施した場合を除く。）であって、過去2年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。
- ② 違反内容が検査の一部未実施（検査機器の許容能力を超える自動車を当該検査機器で検査した場合又は、審査事務規程と異なる方法で検査を行い保安基準適合性の判定ができていない場合を含む。）であって、過去2年以内に同種法令違反がなかったとき。
- (4) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。
- (5) 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められ、かつ、自動車検査員が「4 指定事業者の行政処分」(5) ②～④に該当する場合において、当該自動車検査員が行った違反行為を自主申告することにより、当該事業者の法令違反の解明に寄与し、かつ、当該自動車検査員の悪質性が低いと認められる場合は、当該自動車検査員に対し解任命令に代わり文書警告とすることができるものとする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合はこの限りではない。

6 「6 その他」関係

改善報告は、事業者に対して、改善状況について処分終了日から1ヶ月以内に報告するよう指導するものとする。

附則（平成20年4月24日付け 国自整第16号）

- 1. この通達は、平成20年5月1日以降に行われた違反行為に適用する。
ただし、次の改正規定は平成20年8月1日以降に行われた違反行為に適用する。
 - (1) 第2項第6号の改正規定
 - (2) 第5項第1号の改正規定
 - (3) 第5項第2号を削り、同項第3号を改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする改正規定
 - (4) 別表1
 - ① 法29条を加える改正規定
 - ② 法90条の改正規定
 - ③ 法91条-1項の改正規定

- ④ 法 91 条 - 3 項の改正規定
- ⑤ 法 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2 - 1 項 - 4] の改正規定（備考欄に係るものを除く。）
- ⑥ 法 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2 - 1 項 - 7] に「③ 整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定
- ⑦ 法 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2 - 1 項 - 9] を加える改正規定
- ⑧ 法 94 条の 5 の改正規定
- ⑨ 法 99 条の 2 の改正規定
- ⑩ 法第 100 条を改め、同条を「法 100 条 - 2 項」とし、同項の前に「法 100 条 - 1 項」を加える改正規定

(5) 別表 2

- ① 法 94 条の 3 - 1 項 [優良規則 5 条及び 6 条] に「⑨ 法令の規定を遵守する体制でない」を加える改正規定
- ② 法 94 条の 3 - 1 項 [指定規則 2 条] を加える改正規定
- ③ 法 94 条の 5 - 1 項の改正規定（違反事項欄が「適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵」に限る。）
- ④ 法 94 条の 5 の 2 - 1 項の改正規定
- ⑤ 法 94 条の 6 - 1 項の改正規定
- ⑥ 法 94 条の 6 - 2 項の改正規定
- ⑦ 法 94 条の 8 - 1 項の改正規定（具体的違反事例欄が「② 自賠責保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証交付」に限る。）
- ⑧ 法第 100 条を改め、同条を「法 100 条 - 2 項」とし、同項の前に「法 100 条 - 1 項」を加える改正規定

(6) 別表 3

- ① 法 94 条 - 4 項 [優良規則 7 条 - 2 号] に「⑨ 法令を遵守する体制でない」を加える改正規定
- ② 法第 100 条を改め、同条を「法 100 条 - 2 項」とし、同項の前に「法 100 条 - 1 項」を加える改正規定

2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 23 年 3 月 25 日付け 国自整第 138 号）

- 1. この通達は、平成 23 年 7 月 1 日以降に行われた違反行為に適用する。
- 2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 28 年 3 月 28 日付け 国自整第 430 号）

本改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 4 月 1 日付け 国自整第 1 号）

1. この通達は、令和2年4月1日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表1中、違反条項欄「則第62条の2の2-1項-9」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合」及び違反条項欄「法第94条の5」に掲げる処分については、令和2年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和6年3月28日付け 国自整第274号）

1. この通達は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和7年3月31日付け 国自整第264号）

1. この通達は、令和6年6月30日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第29条	▪ 車台番号等の不正打刻	▪ 車台番号、原動機の型式の不正打刻	30点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には60点／台
法第31条	▪ 車台番号等の塗まつ行為等	▪ 車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点／台	▪ 1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 ▪ 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台
法第79条	▪ 虚偽の認証申請	▪ 虚偽の認証申請	取消	
法第81条-1項	▪ 変更の未届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	3点 取消	注1-1
法第81条-2項	▪ 廃止の未届出	▪ 廃止届出の未提出	取消	
法第82条-2項	▪ 相続等の未届出	▪ 相続等の届出の未提出	3点	
法第83条-2項	▪ 譲渡の未届出	▪ 事業の譲渡の届出の未提出	3点	
法第89条	▪ 標識の掲示違反	▪ 公衆の見易いように標識を掲示していない	3点	
法第90条	▪ 特定整備作業不適切	①特定整備に係る部分が保安基準に不適合 ②特定整備作業に重大な瑕疵があった	10点／台 15点／台	▪ 指定整備記録簿上の特定整備にかかる部分の違反を含む ▪ 事故を惹起した場合には30点／台

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
法第 91 条 -1 項	■ 特定整備記録簿の備付け ■ 記載違反	① 特定整備記録簿の虚偽記載 ② 故意以外による特定整備記録簿の記載なし ③ 故意による特定整備記録簿の記載なし ④ 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑤ 故意以外により特定整備記録簿を備え付けていない ⑥ 故意により特定整備記録簿を備え付けていない	15 点 3 点 6 点 1 点 3 点 6 点	■ 不正改造状態の場合は 15 点 ■ 指定整備記録簿上の特定整備にかかる部分の違反を含む 注 1－2
法第 91 条 -2 項	■ 特定整備記録簿の交付義務違反	① 故意以外により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない ② 故意により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない	3 点 6 点	注 1－2
法第 91 条 -3 項	■ 特定整備記録簿の保存義務違反	① 故意以外により特定整備記録簿を 2 年間保存していない ② 故意により特定整備記録簿を 2 年間保存していない	3 点 6 点	不正改造状態の場合は 10 点 注 1－2
法第 91 条の 2 [則第 57 条]	■ 設備、従業員の基準不適合	① 設備が認証基準の要件を満たしていない ② 従業員が認証基準の要件を満たしていない	6 点 6 点	① 次に掲げる作業を含む。 ■ 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の管理体制の不備（管理者、距離、能力、契約及び車両置場の附置） ■ 離れた作業場の保守管理不備
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -1]	■ 料金表の掲示、掲載違反	① 料金表を掲示・掲載せず又は内容が不適切 ② 料金表を見易い位置に掲示・掲載していない	5 点 1 点	
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -2]	■ 概算見積書の未交付等	① 整備内容及び必要性を説明していない ② 概算見積書の未交付	3 点 3 点	
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -3]	■ 点検整備料金の過剰請求	■ 故意以外による点検整備料金の過剰請求 ■ 故意による点検整備料金の過剰請求	6 点 12 点	

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -4] 法第 99 条の 2	▪ 不正改造	▪ 不正改造を実施	15 点 ／台	5 台以上は取消し
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -5]	▪ 整備技術情報 に基づく電子 制御装置整備 の未実施	①整備技術情報に基づく必 要な電子制御装置整備の 未実施 ②整備技術情報を入手でき る体制にない	5 点 5 点	①電子制御装置点検整備作業場でエーミン グ作業を行うことができる条件の違反を含 む。
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -6]	▪ エーミング作 業の不適切	①エーミング作業の未実施 ②エーミング作業に必要な 措置が講じられていない	6 点 6 点	②離れた電子制御装置点検整備作業場への移 動時における安全対策未実施を含む。
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -6 の 2]	▪ フロン類放出 違反	▪ フロン類放出禁止違反	3 点	
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -6 の 3]	▪ 検査整備用電 子情報処理組 織の安全性確 保違反	▪ 検査整備用電子情報処理 組織への接続に必要な識 別符号の不正な使用	3 点	次に掲げるものを含む ▪ 識別符号を当該事業場以外の者に提供し使 用させた場合 ▪ 他の事業場の識別符号を使用し、OBD 検 査又は OBD 確認を実施した場合
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -6 の 4]	▪ 検査整備用電 子情報処理組 織の真正性確 保違反	① OBD 検 査 及 び OBD 確 認に係る不正なデー タを送信した ②独立行政法人自動車技術 総合機構又は軽自動車検 査協会において基準適合 性審査を受けるまでに OBD 検査又は OBD 確認 作業後に OBD 検査に影 響がある整備及び調整を 実施又は依頼 ③自らの事業場において点 検整備を行う又は行った 車両以外の車両に対して OBD 検査または OBD 確 認を実施した場合 ④事業場で OBD 検査又 は OBD 確認を実施した 場合	15 点 5 点 3 点 3 点	事故を惹起した場合は 30 点／台 ①次に掲げるものを含む ▪ なりすまし行為により虚偽のデータを送信 した場合 ▪ 不適合状態のものを適合状態であるように して虚偽のデータを送信した場合

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
法第 91 の 3 [則第 62 条 の 2 の 2-1 項 -7]	■ 整備主任者選 任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場 を兼務 ③整備主任者の特定整備等 に関する統括管理不備	10 点 10 点 5 点	
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -8]	■ 整備主任者研 修の未受講	■ 整備主任者研修の未受講	3 点	
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -9]	■ 訪問特定整備 等の適切な実 施のために必 要な要件違反	①認証を受けた作業場又は 訪問特定整備の作業場と して届け出た場所以外の 場所で特定整備を実施 ②一定の期間を超えて訪問 特定整備等を行った実施 ③作業場の要件を満たさな い場所で訪問特定整備等 を実施 ④法第 94 条の 5-1 項の整 備として訪問特定整備を 実施 ⑤限定訪問特定整備の範囲 に含まれていない特定整 備を限定訪問特定整備と して実施 ⑥訪問特定整備等を行うた めに必要な届出、変更届 出未提出 ⑦訪問特定整備等を行うた めに必要な届出、変更届 出における虚偽の内容の 提出 ⑧作業者の要件を満たさな い者が訪問特定整備等を 実施	15 点 15 点 15 点 15 点 15 点 15 点 6 点 15 点 15 点	①次に掲げる作業を含む。 ■ 完成検査場でのエーミング作業以外の電子 制御装置整備の実施 ■ 電子制御装置点検整備作業場（施行規則第 3 条第 8 号ハのみ行う作業場に限る。）で の同号ハ以外の電子制御装置整備の実施 ■ 自動車の使用者等から依頼を受けた事業者 から依頼を受けて訪問特定整備を実施（訪 問特定整備の再委託（外注）を請け負って 作業を実施） ④ ■ 5 台以上は取消し ■ 保安基準適合証を交付し車検手続きを行っ た指定整備工場の特定期間事業に適用す る。 ⑤ ■ 5 台以上は取消し ■ 法第 48 条 -1 項の点検又は法第 94 条の 5-1 項の整備として実施したものを含む ■ 自動車の使用者等から依頼を受けた事業者 から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施 （限定訪問特定整備の再委託（外注）を請 け負って作業を実施）を含む

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
		⑨訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備	15 点	⑨次に掲げるものを含む。 ▪ 訪問特定整備等管理者がいない ▪ 訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務
		⑩訪問特定整備等教育の全部又は一部未実施	6 点	注 1－3
		⑪訪問特定整備等教育記録を 2 年間保存していない	6 点	⑪訪問特定整備等教育記録を作成していない場合も含む 注 1－3
		⑫訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない	15 点	
		⑬訪問特定整備等を行う場所以において証票を掲示していない	6 点	⑬自ら管理するウェブサイト証票を掲載していないことを含む
		⑭訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切	10 点	
		⑮訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない	2 点	
		⑯訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示	6 点	
		⑰作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12 点	
		⑱作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12 点	
		⑲実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した	15 点	
		⑳実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった	15 点	注 1－4
		㉑実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り	2 点	
		㉒実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を 2 年間保存していない	12 点	注 1－4

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
		㉓訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った ㉔訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない	15 点 15 点	㉓訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。
法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項 -10]	違反行為の要求、依頼等	違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助	15 点	次に掲げるものを含む。 - 構内外注の契約等が交わされていない（6 点とする） - 認証を受けていない事業者に対する特定整備の外注 - 不正改造の実施を依頼等した場合又は不正改造状態で車検を依頼等した場合には 15 点／台（5 台以上は取消し） - ペーパー車検を実施若しくは依頼等した場合には 25 点／台（3 台以上は取消し）
法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2-2 項]	整備主任者の未届出、変更未届出	①整備主任者の届出、変更届出未提出 ②虚偽の届出、変更届出	3 点 10 点	
法第 92 条	改善命令違反	法第 92 条に基づく命令に従わず	取消	
法第 93 条 -1 号	事業の停止命令違反	事業の停止命令に従わず	取消	
法第 93 条 -2 号	業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を特定整備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備	5 点 5 点	①訪問特定整備等の場合は 10 点 ②訪問特定整備等の場合は 10 点
	認証条件違反	認証の条件違反	5 点	
法第 93 条 -3 号	欠格事項	法第 80 条第 1 項第 2 号イ、ハ又はニに該当（但し、法人であって、その役員が法第 80 条第 1 項第 2 号ロに該当した場合を除く。）	取消	
法第 94 条の 5	適合証等の不正交付	①ペーパー車検 ②不正改造状態での車検手続	15 点／台 15 点／台	- 保安基準適合証を交付し車検手続を行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。 ① 3 台以上は取消し ② 5 台以上は取消し
法第 100 条 -1 項	報告違反等	報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	30 点	

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
法第 100 条 -2 項	▪ 立入検査の拒 否等	▪ 立入検査の拒否、妨害、 忌避（正当な理由なく対 応しない場合を含む。） 又は質問に対し陳述をせ ず、若しくは虚偽の陳述 を行った	30 点	

注 1－1：変更事項が複数項目あった場合でも 1 違反事項とする。

注 1－2：「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を 2 年間保
存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、1
項目のみの違反点数を適用する。

注 1－3：「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を 2 年間保存していない」
の項目については、両方の違反事項が該当しても、1 項目のみの違反点数を適用する。

注 1－4：「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」及び「訪問特定整備等に係る電磁的
記録を 2 年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が
該当した場合、「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」のみの違反点数を適
用する。

別表 2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
法第 94 条の 2-1 項	▪ 虚偽の指定申 請	▪ 虚偽の指定申請	取消	
法第 94 条の 2-3 項 [指定 規則第 3 条]	▪ 検査設備の共 同使用要件違 反	①検査設備の管理責任者が 明確でない ②共用設備の管理規程が明 確でない ③共用先の事業場までの所 要時間が常に 1 時間を超 えていた ④共用設備の能力に余裕が ない ⑤共用使用契約が明確でな い ⑥共用設備に対応した車両 置場が附置されていない	3 点 3 点 3 点 3 点 3 点 3 点	
法第 94 条の 3-1 項 [優良 規則第 5 条 及び第 6 条] -1 号 -2 号	▪ 検査の設備等 が基準不適合	①点検に付随して行われる 整備作業が実施できる体 制にない ②検査作業と整備作業が分 業化されていない	3 点 3 点	注 2－1 注 2－1

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
-3号		③必要な施設が備えられていない	3点	注2-1
-4号		④完成品に恒常性を有していない	3点	注2-1
-5号		⑤主任技術者を有していない	3点	注2-1
-6号		⑥工員が不足している	3点	注2-1
-7号		⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注2-1
-8号		⑧健全な経営でない	3点	注2-1
-9号		⑨法令の規定を遵守する体制でない	3点	注2-1
[指定規則第2条]		■検査の設備が備えられていない	3点	注2-1
法第94条の3-2項	■是正命令違反	■是正命令に従わない	取消	
法第94条の4-1項 [指定規則第4条]	■検査員の選任違反	■検査員がいない	20点	
法第94条の4-2項 [指定規則第4条の2-1項]	■検査員の兼任要件違反	①検査員を他の事業者に兼任させていた	20点	
		②兼任先の事業場までの所要時間が常に1時間を超えていた	3点	
[指定規則第4条の2-2項]		③兼任に係る事業場の検査業務処理に支障が生じていた	3点	
法第94条の4-3項 [指定規則第5条-3項]	■検査員の未届出、変更未届出	①虚偽の届出、変更届出 ②検査員の届出、変更届出未提出	20点 9点	
法第94条の4-4項	■解任命令違反	■解任命令に従わない	取消	

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
法第 94 条の 5-1 項	■ 適合証等の不正交付（記載・証明不適切）	①検査員の証明を虚偽の記載（法第 94 条の 5 第 2 項に基づく電磁的方法により登録情報処理機関に提供することを含む。この項において「電磁的方法による提供」という。）した	45 点 ／台	記載誤りは 3 点（電磁的方法による提供を除く）
		②適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽の記載し、適合証を交付した	30 点 ／台	記載誤りは 3 点（電磁的方法による提供を除く）
		③検査員の証明がない（選任されていない検査員有資格者に証明させた場合を含む）のに適合証を交付した	20 点 ／台	
	（保安基準不適合）	①不正改造状態で適合証を交付した	45 点 ／台	5 台以上は取消し 注 2－4 注 2－5
		②故意により保安基準不適合状態で適合証を交付した	30 点 ／台	注 2－4
		③故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した	30 点 ×違反台数に応じた表 1 の係数	注 2－4 注 2－5
		④保安基準不適合状態となるおそれがある状態で適合証を交付した	10 点 ／台	

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
	(点検・整備・ 検査不適切)	①ペーパー車検を実施した	取消	
		②点検整備を全て実施せず 適合証を交付した	45点 ／台	注2-1
		③点検整備の一部を実施せ ず適合証を交付した	10点 ／台	■電子制御装置整備の一部作業の外注違反を 含む。 注2-1 注2-5
		④検査を全て実施せず適合 証を交付した	45点 ／台	注2-1
		⑤故意により検査の一部を 実施せず適合証を交付し た	10点 ／台	注2-1 注2-6
		⑥故意以外により検査の一 部を実施せず適合証を交 付した	10点 ×違 反台 数に 応じ た表 2の 係数	注2-1 注2-5 注2-6
		⑦なりすまし行為や不適合 状態のものを適合状態で あるようにした虚偽の データにて OBD 検査を 実施し適合証を交付した	30点 ／台	事故を惹起した場合は 45 点／台 注2-1
		⑧ OBD 検査を OBD 確認 モードで実施し適合証 を交付した	3点	
	■適合証の交付 請求	■依頼者へ適合証を交付せ ず	10点 ／台	
	■適合証交付自動 車の点検整備 又は検査上 の瑕疵	①適合証交付自動車に点検 整備上又は検査上の瑕疵 があった	30点 ／台	事故を惹起した場合には 45 点／台 注2-1 注2-5
		②同一性の相違する自動車 にもかかわらず適合証を 交付した	20点 ／台	注2-1 注2-4 注2-5 注2-7
	■臨時検査を受 けずに適合証 を交付	■臨時検査を受けるべき自 動車に適合証を交付した	20点 ／台	
法第 94 条の 5-4 項	■検査員の不正 証明行為	①検査員が検査していない にもかかわらず適合証に 証明した（検査の一部未 実施を含む。）	－	解任命令 注2-6
		②検査員が不正改造状態で あるにもかかわらず適合 証に証明した	－	解任命令

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
		③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した（②を除く。）	－	解任命令
		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証に証明した	－	解任命令
法第 94 条の 5-5 項	■ 同一性違反	■ 検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	－	解任命令 注 2－7
法第 94 条の 5-6 項	■ 保安基準適合標章の有効期間	■ 適合標章の有効期間を記載誤りした	3 点 ／台	虚偽記載は 30 点／台
法第 94 条の 5 の 2-1 項	■ 限定適合証の不正交付（記載・証明不適切）	①検査員の証明を虚偽記載した	45 点 ／台	記載誤りは 3 点
		②限定適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、限定適合証を交付した	30 点 ／台	記載誤りは 3 点
		③検査員の証明がない（選任されていない検査員有資格者に証明させた場合を含む。）のに限定適合証を交付した	20 点 ／台	
	（保安基準不適合）	■ 保安基準不適合状態で限定適合証を交付した	45 点 ／台	不正改造状態 5 台以上は取消し 注 2－1
	（点検・整備・検査不適切）	①整備の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した	10 点 ／台	電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注 2－1 注 2－5
		②検査の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した	10 点 ／台	注 2－1 注 2－5 注 2－6
		③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証を交付した	30 点 ／台	事故を惹起した場合は 45 点／台 注 2－1
		④ OBD 検査を OBD 確認モードで実施し限定適合証を交付した	3 点	
	■ 限定適合証の交付請求	■ 依頼者へ限定適合証を交付せず	10 点 ／台	

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
	限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵	限定適合証交付自動車に整備上又は検査上の瑕疵があった	30 点／台	事故を惹起した場合には 45 点／台 注 2－5
法第 94 条の 5 の 2-3 項	臨時検査を受けずに限定適合証を交付	臨時検査を受けるべき自動車に限定適合証を交付した	20 点／台	
	検査員の不正証明行為	①検査員が検査していないにもかかわらず限定適合証に証明した（検査の一部未実施を含む。）	－	解任命令 注 2－6
		②検査員が不正改造状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した	－	解任命令
		③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した（②を除く。）	－	解任命令
		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証に証明した	－	解任命令
法第 94 条の 6-1 項	指定整備記録簿の備付・記載違反	①指定整備記録簿を備え付けていない ②指定整備記録簿の虚偽記載 ③指定整備記録簿の記載なし ④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑤指定規則第 10 条の 2 の様式と異なる指定整備記録簿に記載	3 点 30 点 20 点 3 点 3 点	不正改造状態の場合は 30 点 注 2－2 ④点検及び整備の概要欄の大部分に漏れがある場合は 5 点
法第 94 条の 6-2 項	指定整備記録簿の保存義務違反	指定整備記録簿を 2 年間保存していない	20 点	不正改造状態の場合は 30 点 注 2－2
法第 94 条の 8-1 項 -1 号	適合証交付停止命令違反	適合証交付停止命令に従わない	取消	

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
-2 号		法第 94 条の 8 第 1 項第 2 号（法第 93 条第 2 号に該当する場合を除く。）に該当（ただし、法人であって、その役員が法第 80 条第 1 項第 2 号ロに該当する場合を除く。）	取消	
-3 号	- 業務の範囲の限定違反 - 指定条件違反	①対象とする自動車の種類以外に適合証を交付した ②業務の範囲の自動車の種類以外に適合証を交付した - 指定に附した条件に違反した	5 点／台 5 点／台 5 点	
-4 号		法第 94 条の 8 第 1 項第 4 号に該当（法人であって、その役員が法第 94 条の 2 第 2 項において準用する法第 80 条第 1 項第 2 号ロに該当する場合を除く。）	取消	
-5 号	自賠償の確認をせず適合証交付	①適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠償未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した ②自賠償保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証を交付した	10 点／台 10 点	全部又は大部分の期間において自賠償保険未加入状況の場合は 30 点／台
法第 94 条の 9	変更の届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	3 点 取消	注 2－3
	廃止の届出	廃止届出の未提出	取消	
	標識の掲示違反	公衆の見易いように標識を掲示していない	3 点	
法第 94 条の 10 [指定規則第 7 条 -2 項]	検査員の不正証明行為	検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	－	解任命令
[指定規則第 12 条 -1 項]	検査機器の校正	検査機器の校正の一部又は全てを実施せず	6 点	
[指定規則第 12 条 -2 項]	検査機器の校正記録の保存	検査機器の校正記録の一部又は全てを保存せず	3 点	
[指定規則第 14 条]	検査員研修	検査員研修の未受講	3 点	

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
法第 99 条の 2	■ 不正改造	①不正改造を実施（要求し、依頼し若しくは唆し又は幫助した場合を含む。）	30 点 ／台	5 台以上は取消し
		②検査員が不正改造を実施（要求し、依頼し若しくは唆し又は幫助した場合を含む。）	－	解任命令
法第 100 条 -1 項	■ 報告違反等	■ 報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	60 点	
法第 100 条 -2 項	■ 立入検査の拒否等	■ 立入検査の拒否、妨害、忌避（正当な理由なく対応しない場合を含む。）又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	60 点	

注 2－1：同一違反事項中に異なる具体的違反事例があった場合、併科する。

注 2－2：「記録簿の記載なし」及び「記録簿を 2 年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1 項目のみの違反点数を適用する。

注 2－3：変更事項が複数項目あった場合でも 1 違反事項とする。

注 2－4：同一自動車について、一つの違反箇所が複数の具体的違反事例に該当した場合には、併科せず最大の違反点数を適用する。

注 2－5：同一自動車について、当該具体的違反事例に係る「指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り」は、併科しない。

注 2－6：「検査の一部未実施」については、検査機器の許容能力を超える自動車を当該検査機器で検査した場合又は、審査事務規程と異なる方法で検査を行い保安基準適合性の判定ができていない場合を含む。

注 2－7：「同一性の相違する自動車」について、自動車検査証、登録識別等通知書（抹消登録証明書）、及び自動車検査証返納証明書の本通以外での書類で確認を行い、同一性の判定ができていない場合も含む。

表 1

違反台数	1	2	3	4	5	6～10	11～15	16 以上
係数	1	2	3	4	5	6	8	10

表2

違反台数	係数	違反台数	係数	違反台数	係数	違反台数	係数
1～9	1	90～99	10	500～549	19	950～999	28
10～19	2	100～149	11	550～599	20	1000～	29
20～29	3	150～199	12	600～649	21		
30～39	4	200～249	13	650～699	22		
40～49	5	250～299	14	700～749	23		
50～59	6	300～349	15	750～799	24		
60～69	7	350～399	16	800～849	25		
70～79	8	400～449	17	850～899	26		
80～89	9	450～499	18	900～949	27		

別表3 優良自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
法第31条	▪ 車台番号等の塗まつ行為等	▪ 車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台
法第94条-1項	▪ 虚偽の認定申請	▪ 虚偽の認定申請	取消	
法第94条-2項 [優良規則第8条]	▪ 標識の掲示違反	▪ 公衆の見易いように標識を掲示していない	3点	
法第94条-4項 [優良規則第5条及び第6条]-1号	▪ 検査の設備等が基準不適合	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制にない	3点	注3-2
-2号		②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点	注3-2
-3号		③必要な施設が備えられていない	3点	注3-2
-4号		④完成品に恒常性を有していない	3点	注3-2
-5号		⑤主任技術者を有していない	3点	注3-2
-6号		⑥工員が不足している	3点	注3-2
-7号		⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注3-2
-8号		⑧健全な経営でない	3点	注3-2

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反 点数	備考
-9号		⑨法令の規定を遵守する体制でない	3点	注3-2
[優良規則第7条-1号]	■ 検査の設備等が基準不適合	①作業区分に係る作業内容に定める作業が実施できる体制にない	3点	注3-2
[優良規則第7条-2号]		②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点	注3-2
		③必要な施設が備えられていない	3点	注3-2
		④完成品に恒常性を有していない	3点	注3-2
		⑤主任技術者を有していない	3点	注3-2
		⑥工員が不足している	3点	注3-2
		⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注3-2
		⑧健全な経営でない	3点	注3-2
		⑨法令の規定を遵守する体制でない	3点	注3-2
法第94条-5項 [優良規則第9条]	■ 変更の未届出	①変更届出の未提出	3点	注3-1
		②虚偽の変更届出	取消	
法第99条の2	■ 不正改造	■ 不正改造を実施（要求し、依頼し若しくは唆し又は幫助した場合を含む。）	15点 ／台	5台以上は取消し
法第100条-1項	■ 報告違反等	■ 報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	60点	
法第100条-2項	■ 立入検査の拒否等	■ 立入検査の拒否、妨害、忌避（正当な理由なく対応しない場合を含む。）又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	60点	

注3-1：変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。

注3-2：具体的違反事例が同一違反事項の場合、併科する。